

税制調査会（第22回総会）議事録

日 時：令和4年11月8日（火）9時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○中里会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第22回の「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております。オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員の方々との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、毎回申し上げますが、会議の途中でパソコンの操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければと思います。

なお、本日もプレスの皆様には、密回避のため、別室にてリアルタイムで会議の様子を御覧いただくこととしております。

加えて、これまでと同様にインターネットでのリアルタイム中継も行っておりますので、その点もお含みおきください。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は前半に地方税の「固定資産税等」を議論し、後半に各専門家会合での議論の報告を行いたいと思っております。

それでは、申し訳ございませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○中里会長

では、議事を進めたいと思います。

前半は「固定資産税等」を議題といたします。

まず最初に事務局から資料の御説明をいただき、その後に委員の皆様で意見交換を行う時間を設けたいと思います。

それでは、早速ですが、自治税務局の市川固定資産税課長、御説明をよろしく願いいたします。

○市川自治税務局固定資産税課長

固定資産税課長の市川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料の2ページ目を御覧ください。

目次でございますが、3つのテーマについて御説明させていただきたいと思っております。「固定資産税の概要」「土地に係る負担調整措置」、「空き家・所有者不明土地等に係る固定資産税の対応」についてでございます。

4ページ目をお願いいたします。

1つ目のテーマは、「固定資産税の概要」でございます。

表の1番、課税客体につきましては、土地、家屋、償却資産。

2の課税主体は、市町村。

3の納税義務者は、資産の所有者というようになっております。

4の課税標準は、価格（適正な時価）で、土地及び家屋は3年ごとに評価替えを行っていきまして、前回は令和3年度、次回は令和6年度というようになります。

5の税率につきましては、標準税率を採用していきまして1.4パーセント。

6の免税点につきましては、資産ごとに、土地であれば30万円、家屋20万円、償却資産150万円となっております。

7の賦課期日は、1月1日となっております。

8の税収につきましては、全体で9兆円余りとなっております。

5ページ目をお願いいたします。

課税の仕組みについて簡単に整理しております。まず、左側からでございますけれども、固定資産評価基準によりまして評価額を算定します。土地・建物は3年ごとに算定し、それ以外の年度は原則据置きでございます。宅地につきましては、地価公示価格などの7割を目途として評価しております。

その上で、真ん中の課税標準額につきましては、政策的な特例措置を講じております。主なものとしましては、住宅用地の特例や地価が上昇した場合の負担調整ということで、税負担を緩やかに上昇させるための課税標準額の調整措置を講じております。これに税率を掛けて税額を算出いたしますけれども、ここでも新築住宅などの特例措置が講じられているところでございます。

6ページ目をお願いいたします。

市町村税収に占める割合でございます。市町村税収全体では約4割、一番下の町村では約5割を占めておりまして、市町村にとって重要な基幹税となっております。

7ページ目をお願いいたします。

こちらは主要な地方税目の税収の推移でございます。三角でプロットしております上から2番目が固定資産税となっております。他の税目に比較して非常に安定して推移していることがお分かりいただけるかと思えます。

8ページ目をお願いいたします。

こちらは人口一人当たりの税収の指数でございます。固定資産税は一番右でございますが、最大の東京都が最小の長崎県の2.3倍ということで、比較的偏在が小さくなっているというところがお分かりいただけるかと思えます。

9ページ目をお願いいたします。

こちらは固定資産税の性格として、平成12年の中期答申で整理いただいたものでございます。グラフなどで見ていただきましたように、上でございますけれども、固定資産税は、安定的で税収の変動が少なく、どの地方公共団体にも税源が広く存在し、

その偏在が少ないという性格を持っているというようにされております。

下の黄色いところが個別税目の整理でございますが、この中では三点まとめていただいております。一点目が固定資産の価値に応じて毎年経常的に課税する財産税であるということ。二点目が課税根拠としまして資産の保有と市町村の行政サービスとの間に一般的な受益関係が存在していること。三点目が資産価値に応じて課税される物税であり、資産の所有者の所得などの人的要素は考慮されないと整理いただいております。

次に、2つ目のテーマとしまして、「土地に係る負担調整措置」について御説明いたします。

11ページ目をお願いいたします。

負担調整措置の基本的な仕組みでございます。上の箱の1つ目の○に書いてございますけれども、評価替えは3年に一度行われ、新評価額で課税されることが原則でございます。ただし、地価の上昇が大きく、税負担の上昇が急激な場合につきましては、上昇幅を一定の範囲に抑える負担調整措置を講じているところでございます。

具体的には、下のイメージ図にありますように、すぐに新しい評価額を課税標準額とすることはせずに、新評価額の5パーセントずつ加算していくという仕組みになっております。

12ページ目を御覧ください。

こちらは商業地などにおける負担調整措置のイメージでございます。先ほど御説明しましたように、新評価額を5パーセントずつ引き上げていく。赤い線のところでございますが、こういったところ、基本的な仕組みは同じでございますけれども、商業地などの宅地につきましては課税標準額の上限を評価額の7割としております。また、上の箱の下の※印にありますように、前年度の課税標準額の現年度の評価額に対する割合を負担水準と法律で定義しておりますけれども、これが60パーセントから70パーセントの中にある場合につきましては、前年度の課税標準額に据え置く「据置特例」と呼んでおりますが、こういった措置を講じております。課税の公平性の観点から、このような仕組みにより負担水準を60パーセントから70パーセントに均衡化していくこととしているところでございます。

13ページ目をお願いいたします。

こちらは令和3年度評価替え後の負担調整措置でございます。本来、地価が上昇した場合は、先ほど説明しましたように5パーセントずつ引き上げることが通例でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響などを踏まえまして、地価が上昇していた土地であっても令和3年度は据置き、令和4年度は本来の半分の2.5パーセント分の引上げというようにされたところでございます。

14ページ目をお願いいたします。

こちらは評価額に対する負担調整措置適用後の課税標準額の割合の推移でございま

す。左から御覧いただきますと、現在の負担調整措置の基本的な仕組みが導入された平成9年度は負担水準にばらつきがありますけれども、その後、負担調整措置によりまして60パーセントから70パーセントの間にだんだんと均衡化が図られてきたところでございます。しかし、平成30年度以降を御覧いただきますと、地価の上昇の影響によりまして再度ばらつきが拡大しております。また、令和3年度、令和4年度は異例の負担調整措置が講じられたために、負担の均衡化の進みが遅れるという結果になっているところでございます。

15ページ目をお願いいたします。

こちらは宅地に係る負担調整措置、特に据置特例の推移でございます。下は先ほどから御説明しております商業地の据置特例でございます。こちらは現在でも60パーセントから70パーセントが据置きのゾーンになっております。

一方で、上の図は住宅用地の据置特例の状況でございますが、こちらは平成24年度改正で段階的に廃止されております。

16ページ目をお願いいたします。

こちらは同じような負担水準にある土地の地価が変化した場合の据置特例の影響のイメージ図でございます。地価が下落した場合は、下に式が書いてございますけれども、分母が小さくなりますので負担水準は上昇します。右上がりになっている線でございます。これが、負担水準が上昇して70パーセントを超えていけば7割に引き下げられます。地価が上昇した場合は分母が多くなり負担水準が低下し、60パーセント以下の場合は評価額の5パーセントずつ引き上げられますが、60パーセントを超えると据置特例が適用され、60パーセントまでしか上がらないという構造になっております。つまり、同じくらいの評価額の土地でも地価が下落局面にある土地は負担水準が70パーセント、地価が上昇局面にある土地は負担水準が60パーセントとなることがございます。

17ページ目を御覧ください。

先ほど御説明しましたことの実例でございます。こちらを御覧いただきますと、評価額は右側の土地が高くなっておりますけれども、税額は左側の土地が高いという結果になっております。税負担の公平という観点からは、この据置特例につきましては課題があるというように考えているところでございます。

18ページ目は令和元年の答申で整理いただいたものでございます。2行目の真ん中辺りでございますが、負担水準の均衡化は相当程度進展してきたが、一部ばらつきが残っており、課税の公平の観点から更に促進することが必要であるというようにまとめていただいております。

次に、3つ目のテーマとしまして、「空き家・所有者不明土地に係る固定資産税における対応状況」を御説明いたします。

20ページ目でございます。

こちらは空き家対策の関係でございます。住宅用地につきましては、下の表にございますように、課税標準額を6分の1、又は3分の1とする特例措置が講じられております。

一方で、真ん中の水色の箱のところでございますけれども、平成26年に空家特措法が制定されまして、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空き家などが「特定空家等」と定義されまして、これらに対し、市町村長が必要な措置を指導・助言、勧告などを行うというようにされました。この勧告の対象となった特定空家等の敷地の用に供する土地につきましては、固定資産税の住宅用地特例の適用対象から除外することといたしまして、早期の適正管理または除却を促す仕組みにしているところでございます。

21ページ目をお願いいたします。

こちらは所有者不明土地対策でございます。固定資産税の納税義務者は資産の所有者でございます。土地・家屋であれば原則として登記簿上の名義人になりますけれども、上の水色の箱に書いてございますが、当時の課題としまして、登記簿上の名義人が死亡した場合には現に所有している者、通常であれば相続人が新たな納税義務者になるところでございます。ただ、相続登記が行われず、現に所有している者が分からない場合は市町村が多大な時間と労力をかけて調査しているところでございます。そのために、改正概要に書いてございますけれども、現に所有している者に対しまして、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所など必要な事項を申告させることができるようにする制度を令和2年度改正で設けております。

22ページ目をお願いします。

こちらは同じく令和2年度改正で、所有者は不明であるものの、使用者がいる場合にその使用者を所有者とみなして課税する制度を創設しております。例えば土地を借りて建物を建設し使用している者がいるのだけれども、土地の所有者が死亡し、相続人がいないケースなどが想定されたところでございます。この場合に、市町村が調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が不明な場合には、公平性の観点から使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるというようにしたところでございます。

23ページ目をお願いいたします。

こちらは登記所から市町村への通知事項の拡大でございます。イメージ図を見ていただきますと、従来から不動産登記が行われた場合には、登記所から市町村に対して登記名義人の氏名・住所などが通知されておりました。不動産登記法の改正によりまして、登記名義人の死亡の事実を符号によって表示する制度、それから、登記名義人の生年月日、性別など登記事項が追加されました。そういったことから、黄色のところでございますけれども、これらも通知事項に追加いたしました。これによりまして、所有者の死亡の事実の早期把握及び課税の適正化に寄与するというように考えており

ます。

最後に、24ページ目をお願いいたします。

課税情報の他の分野への活用ということで、固定資産課税台帳の情報提供の話でございます。先ほどから御説明しておりますように、固定資産税の課税において、登記名義人が死亡している場合は、現に所有している者を把握する必要があります。それから、登記名義人の住所が登記簿と異なる場合は現実の住所を把握し、納税通知書を送付する必要があります。こういったことを市町村は調査しているわけですが、すけれども、調査した結果の情報につきましては、固定資産課税台帳に登録されております。こういった情報を所有者不明土地対策など他の行政課題の解決に活用するために、固定資産課税台帳情報の提供を可能とする法制上の措置を累次講じてきたところでございます。

説明は以上となります。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、ここからは委員の皆様から御意見をいただければと思います。御意見がございます方は、会場で御出席の方も含め、画面上の挙手ボタンを押してください。発言順につきましては、こちらで指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言ください。

基本的に挙手いただいた順に指名をさせていただきますが、それぞれの委員の出席可能な時間の関係で前後する場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

また、本日欠席の河野特別委員及び岡崎特別委員から意見書が提出されております。政府税調のホームページにも後ほど掲載予定ですので、適時御覧いただければと思います。

御意見の中で事務局資料に言及される場合には、当該資料のページ数をおっしゃっていただければスクリーン上にも表示いたします。

なお、時間の関係もございますので、この議題に関しての御意見の中で出ました質問に関しては、最後にまとめて総務省の方から御回答いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

田近特別委員、お願いします。

○田近特別委員

固定資産税は本当に待たれていた議論というか、重要な点を紹介していただきました。

14ページ目の商業地等における評価額に対する課税標準の割合は、要するに評価額の7割をめどに課税ベースにしましょうということなのですが、これが平成9

年度から平成7年度で、縦軸がある意味70パーセントに達していれば目的に達した。ところが、その分布がこう変化してきてということなのですけれども、私が指摘したいのは、これはいわゆる典型的な租税を通じる補助金、tax expenditureなのですよね。これはまた地方交付税に跳ね返っているはずで、地方交付税の収入というのはこの収入でやっているわけですよね。潜在的には7割評価したところの地方交付税をもって本来の税収だと。

それから議論を出発することもあり得るということで、私が申し上げたいのは、ぜひ試みてもらいたいのですけれども、この特例によってどれだけ税収が失われたのか。あまり難しい計算ではないと思います。全ての自治体が評価額7割までを課税ベースにして取れただろう税収に対して、一体どれだけ税収が失われたか。これは補助金と考えるわけですから、その数字を具体的に示していくべきである。私はこういうアプローチが必要だと思います。

個人に対してはなかなか難しいというか、特例というのが市街地だと、商業地だと7割ということで割り切れますが、個人の方に至っては小規模特例とは何なのか。6分の1にしてしまうわけですよね。これは特例なのか、あるいは本来こうあるべきなのか分からない、難しい。しかし、個人の場合も固定資産税がこの種の特例によってどれだけ失われているのか。その議論が私は必要だと思います。ぜひ試算してその数字を見せていただきたい。それが地方財政にも影響するはずです。

以上です。

○中里会長

それでは、赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

今、田近特別委員も言われていたとおり、まず総論として、固定資産税は自治体の基幹税でサービスを提供するために必要なもので、また、土地価格というのは便益に帰着する結果でもあり、便益を表すものでもあり、受益と密接に関わりやすい税なので、生活している以上はしっかりとそれを払っていくということ、そういう社会共通認識を常に持ってもらうための広報とかそういうことも重要かなと思います。固定資産税が高いということは、それだけ便益のあるところに住んでいるという意味になると思います。

ただ、急激な変化に対して調整措置が必要という気持ちも分かるのですけれども、無理な調整をすると不公平感も出ますので、例えば17ページ目にある逆転現象、それから、不公平の問題。15ページ目の据置きの部分が今、商業地に関して残っていますけれども、それもできるだけなくして不公平感をなくしていくべきだと思います。

もう一つ、20ページ目の空き家に関して、周辺に迷惑をかけているような特定空き家に関しては行政代執行とか税の減免をやめるという議論がありますけれども、今、空き家もどんどん増えてきていて、周りに迷惑をかけていないといっても空き家が増え

てくるとやはりまちづくりとしても問題も出てきますので、一般の空き家に関しても空き家で有効利用していないという場合は代執行ではなく、例えば住宅用地特例を外すとか、その特例を少し下げるとか、そういう空き家を何らかの形で有効活用してもらうような形の税の仕組みをもう少し空き家の方で考えてもいいのかなとも思いました。

以上です。

○中里会長

それでは、土居委員、お願いします。

○土居委員

土地に係る固定資産税というのは、まさに応益課税として非常に重要な税であります。特に資産評価を適正に行うことで応益課税の性質をより強めていくということになると思います。行政サービスの便益がその土地の地価に反映されて、利便性が高まれば地価が上がって、それが固定資産税として課すことによって便益に応じた課税になるという意味において非常に重要な税であると思います。土地に係る固定資産税は個人住民税とともに地方税の中で今後も中心的な役割を果たしていくべきだというように思います。

ただ、先ほど田近特別委員からも御指摘がありましたけれども、小規模住宅用地に対する特例措置、この6分の1というのは果たして応益課税を徹底するという意味でふさわしい比率なのかということは、今後検討を深めていくべきで、もし6分の1では応益課税という意味では不十分な課税であるならば、その比率を上げるということも拒むべきではないというように思います。

それから、もう一点は、住宅登録会社に対する固定資産税であります。この後説明があると思いますが、納税環境整備に関する専門家会合でも議論があったのですが、この住民登録会社に対する固定資産税の徴税。つまり、その当該市町村に住んでおられない方に対して固定資産税を徴税することについても、これもデジタル化を通じて徴税事務の負担軽減を図りながら着実に実施していく必要があると思います。

その関係で一点質問なのですけれども、23ページ目の登記所から追加的に通知を受ける事項を増やすということで、これはよろしいと思うのですが、その中に死亡者の符号というものがございます。住民基本台帳には既にそういう情報が登録されていて、これはデジタル化を既にされているということでもありますけれども、問題は登記所がこの登記名義人の死亡をどのように把握するのかということについて、現状どうなっているかということをお伺いしたい。うまくこのデジタルの情報を市町村と登記所で連携し合うことで事務負担の軽減にもなりますし、正確性が高まるということを通じて、より適正な固定資産税の課税ができるということにつながるかと思えます。

以上です。

○中里会長

それでは、諸富特別委員、お願いします。

○諸富特別委員

資料の20ページ目ですけれども、御説明によって所有者の把握等を含めて様々な制度改正が行われて、制度の改善が行われてきたことはよく分かりました。ただ、この20ページ目の参考1のところ、勧告を受け住宅用地特例の適用除外した実績では、276人あるいは233人という数字がありまして、この適用除外、固定資産税の特例で6分の1、3分の1になっていることが、今日なかなか慎重にされているのはよく分かりましたが、勧告を経てようやく代執行に至るプロセスで適用除外をするということでは慎重に判断をされているわけですが、やはり6分の1、3分の1になっていることが逆に空き家としてそのままにしておくことが税金対策としても望ましい、有利であるということから、空き家として置いておくインセンティブになってないか。

やむを得ない理由で空き家をそのまま保有していらっしゃる方々もいるかと思いません。その点で、なかなかどこで線引きするかということは悩ましいと思うのですが、やはり実態として6分の1であることが有利であることのまま、空き家保有のインセンティブになっていることが、今後人口減少でますます空き家が増えていくこの時代に、これが問題化していくことがあるのではないか。そういう意味では、既に土居委員や赤井特別委員がおっしゃったように、この点について見直し、もう少し課税強化の方向で見直していけないか思います。

以上でございます。

○中里会長

大竹特別委員、お願いいたします。

○大竹特別委員

私は固定資産税に関してコメントが1つあります。商業地等の負担調整措置が固定資産税の負担の不公平をもたらしているという指摘は問題だと私も思いますが、もう一つ重要な点があると思います。非効率な土地利用を促しているという点です。その点も重要な論点だと思いますので、こういう問題に問題点として加えていただければと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、足立特別委員、お願いします。

○足立特別委員

私の方から、固定資産税の公平性、透明性、かつ均衡性の意見になります。この点につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって明らかに経済が下振れしております。そういった中で、資本・税財源の減少が懸念されるであろうという中で、

新経済・財政再生計画を踏まえながらも一般財源総額の実質同一水準の下で一定の財源が求められてきています。

そのような背景を踏まえますと、そもそも固定資産税は土地・建物の所有者に、収益とは関係なく出される外形型の税制であるため、こういったようなコロナの影響によって経営悪化しています商業施設、土地を持つ企業への負担増になりかねません。そうなりますと、12ページ目にありました2021年、そして、2022年の税制改正では、全ての土地の税額が前年度の同額に据え置くか、もしくは減額。そうなりますと、現行の負担措置の仕組みを継続するため、減収となります。

しかしながら、固定資産税負担を一定の水準で抑えますと、特例措置が続きますので固定資産税は実際の地価とも乖離が生じます。そうなりますと、さらに将来高まります財政需要に対して負担調整では限界が生じ、今後、税率による調整が考えられません。かつ、課税標準と税率で決まる固定資産税の仕組みでは、負担調整と特例率による調整は異なる用途の地目で税負担の不均衡が生じ、納税者にとって不公平を招きます。そうなりますと、そもそも固定資産税につきましては応益課税に基づくものでありましたならば、今まで先生方がおっしゃいましたような地方自治体のサービスの格差と固定資産税の負担水準の格差は等しいことが適正になります。

したがって、高まる財政需要を見据えた上で固定資産税の公平性、透明性、そして、均衡性の観点から特例措置の負担調整の在り方を、今一度データに基づいて実証的に検討していただきたいと思います。この点につきましては、今後の空き家問題に対しても同じようなことが言えるかと思えます。

以上、私からの意見になります。

○中里会長

大田特別委員、お願いいたします。

○大田特別委員

高齢者の比率が高まりますと、資産を含めた負担の公平性が重要になってまいります。応益課税としても負担の公平性が重要です。この観点から、もう何人もの委員が言われましたように、小規模宅地の特例の6分の1はあまりに大きいですから、見直しが必要です。

それから、空き家がこれだけ増えている状況では、新築住宅に対する特例措置も必要性を失ってきていると思います。

以上です。

○中里会長

辻委員、お願いいたします。

○辻委員

土地に関する負担調整の措置については、やはり不必要になっているものはなくしていくべきだと思います。特にコロナ以後、コロナ対策の中でさらに特別な措置を取

ってきましたが、これはもうやめていいのではないかと思います。

それから、この制度のメリットは、どちらかというとはやはり大都市圏、東京圏をはじめとする大きいところの、しかも、零細・小規模というよりも、どちらかというの外資も含めた大きな法人が結果的に大きな利益を得ている可能性が結構高いので、そういう意味ではこの部分については是正していくというのはやはり正しい方向だと思います。ただ、固定資産税自体はやはり激変緩和措置はある程度ないと厳しいので、どの程度の措置を残していくかというのはまた議論の余地があるかと思います。

それから、空き家の方なのですが、空き家の特措法については、今までのところは予想以上に効果が大きかったと私も思っています。この住宅特例を適用外にすることの中で、結局、そういう事態を恐れる地主、財産所有者に対して、あらかじめそうならないようにする。そういう意味では非常に事前威嚇効果といいますか、そういうのはあったと思うのです。ただ、現実問題として本当に代執行したり、この特例がなくなって所有者不明に近いようなところの税額が高くなったりしていくと、ただでさえ二束三文で誰も所有していかなかったところが、今度、負担も高くなるので、さらに現場が混乱するという可能性も出てくることはあると思います。

今、令和2年改正の後の経過措置といいますか、それを取っているところもありますので、基本的には適正に御負担をいただくということを考えながら、しかし、全体として混乱が起きないような範囲で制度をしっかりモラルハザードを生じないようにインセンティブを持ってこの制度を運用していく、つくっていくということが重要だと思います。

以上です。

○中里会長

神津特別委員、お願いいたします。

○神津特別委員

御丁寧な御説明に感謝を申し上げます。私は、今日は触れられていませんでしたが、償却資産税について御提案を申し上げたいと思います。

償却資産税は御存じのように毎年1月1日現在所有している償却資産の内容について1月31日までに申告するというスタイルでございますけれども、法人の場合は、この現行制度に加え、決算日の資産状況に基づき決算日から2か月以内を申告期限とする制度と選択できるような制度に改めていただきたいという提案でございます。

現行、12月決算以外の法人では、1月1日現在所有している資産について、その決算期以後に取得した資産、廃棄した資産を全てその決算から数か月たっているものについて掌握し、申告していくという作業が必要となります。それから、また新たに償却資産税を納めなければならない納税義務者となる新設法人についても、とにかく申告する意思はあってもつい忘れがちな税制であるというように思いますので、償却資産税の税収は1兆7,000億円という試算が出ていますけれども、もう少し税収が増え

るのではないかと思いますので、ぜひともこの選択制度の提案ができればいいなと思います。

以上でございます。

○中里会長

それでは、熊谷特別委員、お願いします。

○熊谷特別委員

諸先生方からもうお話が出ておりますけれども、大きな方向性としては、公平性と財源調達機能という2つの観点からさらなる改革が必要ではないかと考えます。

まず公平性という観点からは、特例というのはあくまで例外ですから、極力抑制的に運用する必要があります。17ページ目のところで不公平だという話が実際の数値例で出ておりますので、やはり激変緩和措置についてはコロナも最悪期を脱して行く中で抑制的に運用していくことが必要ではないでしょうか。また、例えば、先ほどからお話が出ているように小規模の住宅用地の特例に関しても、6分の1というのは見直しの必要性があるのではないかと考えます。

次に、財源調達機能という観点からは、冒頭に田近特別委員から御指摘がございましたけれども、やはり特例などによる税収の目減りがどれぐらいあるのかという点をしっかりとデータで見える化をして、それを政策判断につなげるというEBPM的な視点が極めて重要だと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、市川固定資産税課長、よろしく願いいたします。

○市川自治税務局固定資産税課長

ありがとうございました。何点か御回答させていただきたいと思います。

まず、多くの先生方から負担調整措置、それから、その影響について御意見いただきました。負担調整措置につきましては、3年ごとの評価替えに際しまして、その3年間の制度をセットするというようなことで今まで進んできているところでございます。今度、令和6年度がその評価替えの年でございますので、次期の評価替え、負担調整措置、どうするのかといった議論に際しまして、しっかりと議論できるように御意見いただきましたような影響額なども考えながら検討していきたいと思っております。

それから、空き家の特例につきましても御意見いただきました。実際、現場の市町村からもいろいろと御意見いただいているところでございます。そういった御意見を踏まえながら、より良い制度になるよう関係省庁と検討していきたいと思っております。

それから、小規模住宅用地の特例につきましても多くの御意見をいただきました。

これにつきましても、いかんせん、ずっと続いているというような状況が現在に至っているところでございます。小規模住宅用地は期限はないのですけれども、しっかりと議論していきたいと思っております。

それから、登記所への死亡の把握の関係でございます。御質問いただいたところでございますが、基本的には相続人の方が相続登記なさるときに把握するというのが現状だと承知しております。ただ、固定資産税の課税におきましては、住所地内の住民であれば住基システムで死亡の事実が把握できますので、そういった死亡の事実を確認して適正な課税を行っているところでございます。

また、住民登録外につきましましては、今、我々が進めておりますのが、そういった方々のマイナンバーを把握して、そのマイナンバーによって死亡の事実などを事前に把握できれば適正な課税がより進んでいくというように考えておきまして、住民登録外の方々のマイナンバー把握を進めていただくように市町村をお願いしているところでございます。

それから、償却資産の関係でございます。償却資産の関係につきましましては、我々も御提言いただいているいろいろと検討してきた経緯がございます。今、償却資産の申告について、電子化・デジタル化を進めており、そういった効率化とその市町村、申告する側、両方の効率化を図りながら、こういったやり方ができるのかということにつきましまして、引き続き検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○中里会長

多くの貴重な御意見・御指摘を賜りました。本当にありがとうございます。

それでは、後半の議題でございます「各専門家会合からの報告」に移りたいと思います。

御案内のとおり、9月の総会におきまして、税務行政の視点からデジタル化の進展にも鑑み、第三者から提出を受けたデジタル税務情報の活用による課税の適正化を進める必要や、電子データの活用による納税者の利便性と申告内容の適正性を同時に向上させる方策について検討する必要があるという御意見や、誠実な納税者を守るためにも、税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応を検討していくべきであるといった御指摘をいただき、その点を中心に、岡村座長の下、「納税環境整備に関する専門家会合」において御議論をいただきました。

また、同じく9月の総会におきまして、相続税・贈与税に関して、資産移転の時期の選択に、より中立的な税制をどのように構築していくかという課題について、中期的な課題と当面の対応を理論的・実務的な視点も踏まえ、議論していただきたい旨申し上げ、増井座長の下、「相続税・贈与税に関する専門家会合」において御議論をいただきました。

つきましましては、それぞれの専門家会合における議論を御報告いただきたいと思いま

す。

「納税環境整備に関する専門家会合」の議論に関しては岡村座長から、「相続税・贈与税に関する専門家会合」の議論に関しては事務局及び増井座長から御説明・御報告をお願いいたします。

それでは、まず岡村座長から御報告をよろしく申し上げます。

○岡村委員

「納税環境整備に関する専門家会合」の議論の状況について御説明させていただきます。大体20分程度を予定しております。

資料については、総22-5を御覧ください。

55ページというかなり大部なものになっていますが、専門家会合での資料をできるだけ掲載するとともに、委員の皆様の御意見をなるべく漏れのないよう掲載していたため、この量となりました。

この専門家会合は、「ウィズコロナ時代における税務手続の電子化や、グローバル化・デジタル化の進む経済社会における適正課税の在り方について、今後の総会における議論の素材を整理」するために設置されているものであり、一昨年10月以来、計9回開催しております。本日は、本専門家会合において説明のあった資料を私から簡単に紹介しつつ、委員の皆様の主な御意見について報告をさせていただきます。

まず3ページ目にごさいますように、10月19日の第8回専門家会合において、税務手続のデジタル化について財務省・国税庁・総務省から説明のあった内容を御紹介いたします。

4ページ目・5ページ目は、昨年11月の第6回総会で御報告させていただいた記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性について、デジタル化等を踏まえた今後の対応の必要性を述べています。

次が、納税者が保有する税務関連情報のデジタル化についてであります。7ページ目ですが、現在の記帳をめぐる環境変化について、クラウド会計ソフトの発達により、記帳に係る事務負担が軽減され、白色申告者や経理業務に精通していない方でも、複式簿記に対応できる環境が整ってきているということが示されています。

8ページ目・9ページ目ですが、電子帳簿等保存制度については、令和3年度改正において、その他の電子帳簿の類型を制定し、電子帳簿の裾野を拡大する一方、電子帳簿等保存・スキャナ保存について、改正前にあった承認制度の要件を撤廃するといった大幅な緩和措置を講じているところです。

次が10ページ目以降、13ページ目まで、納税者・税務当局間の手続について記載されています。e-Taxの利便性向上などについて、累次の制度改革が行われてきているということが示されております。

次は、国税庁から説明のあった税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについてです。

15ページ目になりますが、国税庁は「税務行政の将来像2.0」を策定・公表し、デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しに取り組んでいるとの説明がありました。

16ページ目ですが、今後の課題・方向性として、国税庁の各施策は経済社会全体のDX化にも貢献する意義も認められることから、引き続きこの方向で強力に取り組むこととしているとの説明がありました。

次に、プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルールについてです。

18ページ目・19ページ目ですが、税務手続のデジタル化を進める上で、第三者の範囲を拡大し、より多くの電子情報を利活用していくということが重要です。この点、OECDにおいて、プラットフォーム事業者による報告のモデルルールの検討と公表が進んでいます。

20ページ目ですが、シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払いの電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性が高いということが重要だと考えられています。

次は、電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築についてであり、今後、デジタル化を進める上で最も重要になる点だと考えられます。

22ページ目は、「税務行政の将来像2.0」に示されているものですが、確定申告に必要なデータを自動的に取り込み、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指しているところです。

23ページ目になりますが、この仕組みを実現する意味でも、この課題・方向性は重要ですが、具体的には、取引・決済情報がデジタル化されることにより、納税者・取引先から当局等へ提供される情報の活用のコストやタイムラグが大幅に縮減しており、これを活用することで納税者の利便性、申告内容の適正性を同時に向上させることができるということ、また、こうした活用システムを今後、税務行政の中核インフラとして充実させていく必要があるということが述べられています。

24ページ目ですが、将来的には、法定調書等のデータを、事前に国税当局から納税者本人の申告情報に反映する仕組みを構築することが考えられ、このため、中小企業を含め、法定調書等の情報のデジタル化を促進していく必要がございます。

次は、地方税における税務手続のデジタル化として総務省から説明があった内容です。

27ページ目ですが、今後は地方団体が納税者等に送付する通知についてもデジタル化を図り、地方税務手続のデジタル完結を目指すという説明がございました。

28ページ目は、地方税務手続についての4つの課題・方向性です。

一点目の申告・申請のデジタル化については、eLTAXの更なる利用率向上に向けた取組が必要であるということ。

二点目の納付のデジタル化については、来年4月から、地方税統一QRコードをはじめ幅広い納付手続による納付の仕組みが開始予定であり、さらにeLTAXの利便性向上や安定的な運用、幅広い広報などが必要であるということ。

三点目の国税・他機関との情報連携については、今後とも各方面との更なる情報連携を進めることが必要であること。

四点目の通知のデジタル化については、デジタル庁をはじめとする関係機関における検討の動きと十分に連携した対応を図る必要があるとの説明がございました。

以上が第8回専門家会合での政府側から説明のあった内容の概略です。

29ページ目以降、以上を踏まえた専門家会合における主な御意見を御紹介いたします。

30ページ目は、複式簿記の普及・一般化について、1ポツ目・2ポツ目、複式簿記については、政府系の金融機関の協力を得たり、補助金の受給要件にしたりするなど、相乗効果を生み出しながら普及させていくべきである。

3ポツ目から5ポツ目、小規模な事業者に多い白色申告者を、デジタルを活用しながら正規の簿記に移していくためのサポートの在り方が課題である、といった御意見がございました。

31ページ目は、電子帳簿保存法について、1ポツ目から3ポツ目、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿については、必要とされる範囲の外縁を明確化すべきである、又は、範囲を限定すべきであるといった御意見。

4ポツ目、5ポツ目、スキャナ保存制度の活用が難しいという現状があって、利便性向上のため、更なる簡素化を行うべきであるという御意見。

6ポツ目、電子取引の取引情報に係るデータの保存について、必要に応じて更なる緩和措置を取るべきである。このような御意見がございました。

32ページ目は、納税者・税務当局間の手続について、1ポツ目から4ポツ目、各種通知の電子化、税務調査時の資料の電子的提出手段の拡充、リモート調査、国税・地方税の申告のワンストップ化などを進めるべきである。

それから、5ポツ目・6ポツ目、他方で、デジタル化に対応できない納税者への窓口等でのサポートも必要である。こういった御意見がございました。

33ページ目は、第三者からの提供を受けた電子データの利活用について、1ポツ目から5ポツ目、国税当局が第三者より提供を受けた電子情報を納税者に提供し、その情報が自動的に申告書に入る仕組みは大幅な進歩である。そのため、法定調書の提出基準の引下げや、プラットフォーム等からの情報の活用も含め、法定調書等の電子データの活用を一層進めるべきである。また、個人の納税者の確定申告期限を1か月後ろ倒しにすれば情報等の精度も増してくるのではないか、といった御意見がありました。

34ページ目は、地方税における税務手続のデジタル化について、1ポツ目から3ポツ

ツ目、現時点でeLTAX未対応の手続を電子化する。QRコードによる電子納付を進めるべきであるといった御意見。

4 ポツ目、固定資産税の課税の適正化等のため、登記のデジタル情報の活用を進めるべきである。

5 ポツ目、国税当局が構想しているマイナポータルにおける法定調書等の情報連携の仕組みは、個人住民税においても活用できるのではないかと、といった御意見がありました。

以上が第8回専門家会合における税務手続のデジタル化についての主な御意見です。

続いて、10月28日の第9回専門家会合において、個別のサポートが必要な納税者への対応について、国税庁及び日本税理士会連合会から説明のあった内容を御紹介します。

36ページ目・37ページ目ですが、国税庁では、確定申告会場での相談を希望し、特に個別に配慮が必要な納税者については、着座で相談可能な個別相談コーナーで職員が状況に応じて丁寧に対応しているとの説明がありました。

38ページ目・39ページ目は、日本税理士会連合会から御説明のあった内容です。

日本税理士会連合会及び各税理士会において、資力のない納税者への税務支援として、独自事業や確定申告における無料相談といった受託事業、協議派遣事業を行っているとの御説明がありました。

40ページ目ですが、税理士が成年後見人等に就任して被後見人等の支援などを行っているとの御説明がありました。

以上を踏まえた専門家会合における主な御意見を御紹介します。

42ページ目ですが、1 ポツ目・2 ポツ目、自ら電子申告を行うことが困難な納税者について、確定申告会場で電子申告を行う敷居を下げるための働きかけや現状分析を行う必要がある。

3 ポツ目、日本語での意思疎通が不自由な納税者への対応も必要である、といった御意見がございました。

続いて、第9回専門家会合において、税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について、国税庁から説明のあった内容を紹介いたします。

44ページ目は、税に対する公平感を大きく損なうようなものとして、国税庁から説明のあった調査事例について整理をしております。

専門家会合では、中期的な対応を要するとされたものと早期に対応していく必要があるとされたものを分けて議論をいたしました。

まず、中期的に対応を検討する必要があると指摘された事例として、1つ目は、無申告が疑われる納税者に対して調査を行おうとしたところ、その接触を拒否されたという事例です。反面調査のために必要な情報が得られない場合には、取引の全容解明や仮装隠蔽行為の有無の確認が困難な場合が存在し得ることになります。

2つ目は、調査時の資料の提示・提出の求めを正当な理由なく長期間にわたって拒否され、反面調査等によって架空経費の計上等が認められた事例や、申告後に更正の請求を行い、そのときに架空の領収書等の作成をするといった偽装隠蔽行為が認められたものの、申告時点ではまだ偽装隠蔽行為が行われていなかったため、この法律の要件上、重加算税の対象とはならないという事例になります。

次に、早期の対応が必要であると指摘された事例として、3つ目になりますが、高額利益があるにもかかわらず無申告であったという事例です。

4つ目は、申告義務・納付すべき税額がありながら連年にわたって無申告であったという事例です。このような場合、申告時における偽装隠蔽行為等を認定できなければ、重加算税の対象とはならず、通常は無申告加算税の対象にとどまることとなります。

45ページ目以降は、ただいま紹介をいたしました事例を個別に掲載しております。

以上を踏まえた専門家会合における主な御意見を御紹介いたします。

52ページ目は、対応の必要性・留意点について、1ポツ目・2ポツ目、申告義務と納税義務は区別して考えるべきであり、申告納税制度では、租税行政機関が経済活動に関する情報にアクセスできることが不可欠である。また、納税義務者以外の第三者にも情報を提供する負担が求められると考えることが自然であり、情報提供の義務履行の仕組みを考える必要があるという御意見。

4ポツ目が、贈与税の無申告について適正な情報を入手することが必要である。こういった御意見がございました。

53ページ目ですが、1ポツ目、デジタル化の効果には納税者の利便性向上だけでなく適正な申告を行わない場合の課税の効率化といったことがあり、不正事案に対するデジタル化を通じた課税の効率化について議論をすべきである。

2ポツ目、偽装隠蔽行為に該当しないものに対して、安易に重加算税が適用されることがないように、制度運用は慎重かつ厳格に行われるべきである、こういった御意見がございました。

54ページ目は、税に関する公平感を大きく損なうような行為への対応の在り方について、中長期的に対応を検討する必要があると指摘されたものについて、1ポツ目、事例1から事例3の納税者が情報を提供しないという類型については、税額ベースの加算税の枠組みでの対応が困難であるため、新たな租税上のペナルティを中期的には考えていく必要がある。

4ポツ目、事例4について、見直しに時間を要するものの、申告前の行為に限定することなく、偽装隠蔽行為に対しては加算税や重加算税を設けることが考えられる、といった御意見がございました。

55ページ目ですが、1ポツ目、加算税や過料という行政上の措置はある程度柔軟に制度設計が可能であり、現行の重加算税に限界があるのであれば、それ以外の加算税

の類型を設けるといったことに合理性はある。

2 ポツ目、虚偽の領収書を発行する業者といった不正に加担する第三者についても、税額ベースではない租税上のペナルティの対象とすべきである、といった御意見がございました。

続いて、早期の対応が必要であると指摘されたものとして、4 ポツ目、事例5・事例6のような高額な無申告や連年にわたる無申告に対しては、無申告加算税や無申告重加算税の加重措置で対応すべきであり、できる限り早期に講じる必要があるといった御意見がございました。

納税環境整備に関する専門家会合における議論の状況について、私からの報告は以上のおりでございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、続いて、相続税・贈与税の関係について、概要などを事務局から、そして、専門家会合での議論を増井座長から、それぞれ御説明・御報告をお願いいたします。

○宮下主税局税制第一課企画官

税制第一課で資産課税を担当しております宮下でございます。

まずは、相続税・贈与税の制度の概要等につきまして、事務局から御説明いたします。

資料総22-6に沿って御説明いたします。

3 ページ目を御覧ください。

相続税・贈与税の税収規模ですが、国税全体の3.7パーセント、2.6兆円となっております。

4 ページ目をお願いします。

相続税の概要です。真ん中辺りを御覧いただきたいのですが、現在、基礎控除は3,000万円プラス法定相続人1人につき600万円ということになっており、10から55パーセントの累進税率が課されることになっております。

5 ページ目を御覧ください。

相続税の計算の仕組みです。我が国では法定相続分課税方式を採っております。課税遺産総額と法定相続人の構成・数によって、客観的に相続税の税額を計算し、真ん中の辺りにありますけれども、相続税の総額を各相続人が実際に取得する財産額に応じて按分して個々の税負担を計算していくこととなります。遺産分割の仕方によって相続税の総額は変わらないような仕組みになっております。

6 ページ目をお願いいたします。

地価の推移と相続税の改正を表したものです。真ん中やや下の基礎控除という段を御覧いただきたいのですが、バブル期には地価高騰を背景に、相続税の基礎控

除は引き上げられてきたわけですが、バブル崩壊後の地価下落、また、格差固定化の防止等の観点から、平成25年度改正で基礎控除を現在の3000万円プラス法定相続人一人につき600万円に引き下げ、課税ベースが広がっております。この改正は平成27年から施行されております。

また、一番下の税率構造を御覧いただければと思いますが、相続税の最高税率は、平成に入った前後の頃は75パーセントあるいは70パーセントとかなり高かったわけですが、平成15年に一旦50パーセントに引き下げられまして、その後、税制の再分配機能を確認するという事で現在は55パーセントということになっております。

7ページ目をお願いいたします。

相続税の税収、課税件数割合等を表したグラフです。オレンジ色の折れ線グラフが相続税の課税件数割合を示しております。先ほどの基礎控除の引下げや近年の資産価格の上昇などを背景に、最近では8パーセント台で推移しておりまして、直近では8.8パーセントということになっております。

8ページ目をお願いいたします。

贈与税の概要です。贈与税は、贈与により財産を取得した個人に対して課される税ですが、暦年課税と相続時精算課税があります。

左側の暦年課税についてですが、1年間に受けた贈与の合計額から基礎控除110万円を控除した上で、10から55パーセントの累進税率を適用して税額を計算します。

右側の相続時精算課税は、基本的に特定の直系尊属から受ける贈与について選択できる仕組みですが、9ページ目を御覧いただければと思います。

相続時精算課税は、次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に導入されたものです。具体的には、①贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付する。すなわち、贈与額2,500万円までは非課税、2,500万を超えた部分に一律20パーセント課税し、②相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算しまして、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除するという仕組みになります。

10ページ目をお願いいたします。

オレンジ色の折れ線グラフが下のところにありますけれども、これは相続時精算課税による申告件数を表したものです。近年、4万件台にとどまっており、制度創設当初と比べますと利用件数が減少しているかと思っております。

また、棒グラフの黄色の部分は相続時精算課税を活用した財産の移転額を表しておりますが、近年、0.6兆円程度と金額ベースでも減少しているかと思っております。

11ページ目を御覧ください。

贈与税と相続税の関係を表したものです。上段は相続時精算課税ですが、今申し上げましたとおり、一旦選択いたしますと贈与時点では軽減・簡素化された贈与税を納付し、相続時点で累積贈与額を相続税に加算して相続税を計算します。その際、納付

済みの贈与税は税額控除・還付されます。

下段が暦年課税ですが、基本的に暦年ごとに課税関係が完結する仕組みですが、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を計算することとなっており、その際には贈与税額控除が適用されます。

12ページ目・13ページ目は、過去の政府税調の答申における相続税・贈与税の課税の考え方などの記述ですので、御覧いただければと思います。

14ページ目を御覧ください。

我が国の相続税・贈与税の主な歴史になります。相続税は日露戦争の戦費調達のため、明治38年に創設され、当初は遺産課税方式を採用しておりました。その後、戦後のシャープ勧告を踏まえまして、昭和25年には贈与・相続を通じた取得者ベースでの一生累積型の課税が導入されました。しかしながら、税務執行上、困難であるということで昭和28年に廃止されました。

昭和33年の改正で、現在の法定相続分課税方式が採用されました。また、相続前贈与の加算期間を死亡前3年以内としたのもこのときであります。

15ページ目をお願いいたします。

相続税の課税方式について御説明いたします。

左側が米・英で採用される遺産課税方式です。被相続人の遺産に対して課税するという考え方で、遺産総額から相続税を取った上で残りの財産を相続人に分配していくという方式になっています。

真ん中がドイツ・フランスで採用される遺産取得課税方式です。相続人の遺産の取得に対して課税するという考え方です。累進税率を適用しますと、この図を御覧いただければと思うのですが、遺産を多くもらった相続人Aには高い税率が適用されまして、遺産を少ししかもらわなかった相続人Bには低い税率が適用されることとなります。

右側が我が国で採用される法定相続分課税方式です。遺産課税方式と遺産取得課税方式のハイブリッド型になっております。

16ページ目をお願いいたします。

今申し上げた各課税方式の長所と短所をまとめたものです。

左の遺産課税方式を採った場合、長所としては、亡くなった方の一生を通じた租税負担の清算という目的に適合しているということ。それから、矢印の3つ目ですけれども、税務執行が容易であるといったことなどが挙げられますが、短所としては、個々の相続人が取得した財産額に応じた累進税率が適用されないといったことが指摘されています。

真ん中の遺産取得課税方式を採った場合、長所としては、1つ目の矢印、個々の相続人の担税力に応じた課税ができるということ。それから、富の集中の抑制を図るとの目的に適合していることなどが挙げられますが、短所といたしましては、遺産分割

の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる。それから、仮装分割の懸念があるといったことが指摘されています。

これに対して法定相続分課税方式は、両者のハイブリッド型としてそれぞれの長所を取り入れる形になっておりますが、短所の最初に書いてありますけれども、他の相続人が取得した全ての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができないといったことなどが指摘されるところです。

18ページ目を御覧ください。

我が国の金融資産の保有状況です。時間の制約上、左の表のみ説明いたしますけれども、1999年には、このブルーの部分、60歳代、それから、オレンジの部分、70歳以上の方、世帯ということですが、60歳以上の世帯が日本の金融資産全体の約45パーセントを保有しておりましたが、2019年には約65パーセントに増加しております。金融資産が高齢世代に偏在している状況が分かります。

それから、19ページ目をお願いいたします。

被相続人がお亡くなりになる年齢を示した資料になります。一番下の2019年のところですが、80歳以上でお亡くなりになって相続が行われるケースは全体の71.6パーセントにまで増加しています。これ自体は長寿化の結果ですので喜ばしいことなのですが、いわゆる「老老相続」ということで、相続を受ける子供の側の年齢も高齢化していると想定されまして、相続の機会を通じた若年世代への資産移転が進みにくい状況と言えます。

20ページ目をお願いいたします。

高齢者世帯における貯蓄残高の資料です。右側の高齢者夫婦世帯を見ますと、貯蓄残高3,000万円超の世帯が26.6パーセントとなる一方で、450万円未満の世帯が27.3パーセントとなっており、高齢世代内の個々の世帯を見ますとばらつきが大きいと言えます。

21ページ目を御覧ください。

先日の政府税調総会で耳塚先生が御説明された資料です。親の所得が高いほど、その子供の4年制大学への進学率が高くなる傾向がある。そして、大学卒の方が生涯賃金は高くなるといった分析をされております。

また、22ページ目ですけれども、親の所得と子供のテストの正答率との間には相関関係があるといった分析もされております。

24ページ目を御覧ください。

相続税と贈与税、これは暦年課税の税率構造を表した図です。図の赤いラインが相続税、緑のラインが贈与税になります。緑のラインは赤いラインよりも高い税率となっております。4,500万円でのこの図では最高税率55パーセントに達しているかと思っております。このように贈与税は相続税の累進回避を防ぐ観点から、相続税よりも高い税率構造となっております。

こうした構造の下では、青い四角囲みの部分を御覧いただきたいのですが、例えば相続する財産が4,000万円の場合、財産を1,000万円に分割して生前贈与しようとしても、贈与税が高い税率となるため、生前にまとまった財産を贈与しにくいということになります。一方、黄色い四角囲みの部分を御覧いただきたいのですが、相続する財産が6億円超など相当な富裕層の場合、これは人数的にはごく少数の方々ということになりますけれども、財産を数千万円に分割して贈与いたしますと相続税よりも低い税率が適用されることになります。

こうしたことを踏まえますと、生前贈与であっても相続であっても税負担が一定となる資産移転の時期の選択により中立的な税制というものを構築することが課題になっているということになります。

25ページ目をお願いいたします。

申告データを分析してみますと、今申し上げたような傾向が実際に見受けられます。図の被相続人の遺産総額が3億円以下のケースは、相続税がかかる方の中でも9割以上の方になりますけれども、その相続人について見ますと、贈与税の負担率の方が上回っているという傾向が見られます。

他方、被相続人の遺産総額が3億円を超えるようなケースは人数的にはごく一部の方々だと思えますけれども、反対にその相続人について見ますと、相続税の負担率の方が上回っているという傾向が見られます。

26ページ目をお願いいたします。

諸外国の税制との比較です。

一番上のアメリカは遺産総額に対して課税する遺産課税方式ですが、税率表が贈与税と遺産税で統合されるなど、一生涯にわたる財産の移転に対して累積的な課税が行われています。

また、ドイツ・フランスは、遺産の取得に対して課税する遺産取得課税方式ですが、こちらでもドイツでは過去10年間、フランスでは過去15年間ということで、一定期間に受けた生前贈与と相続を一体として累積的な課税が行われております。

これに対して日本の場合、一番下の相続時精算課税を選択いたしますと、先ほど申し上げましたが、生前贈与か相続かで税負担は変わらないということになりますので、資産移転の時期に中立的と言えます。

一方で、その上の暦年課税の場合ですけれども、相続前3年以内の贈与を相続財産に加算するという仕組みはありますが、資産移転の時期に中立的な形とは言えないと考えられます。

それから、次の3ページはアメリカ・フランス・ドイツにおける、今申し上げました贈与税・相続税の仕組みを図示したのですが、説明は省きたいと思えます。

30ページ目を御覧ください。

政府税調の3年前の中期答申です。そのときの中期答申においても、今申し上げま

したような高齢世代に資産が偏在する等々の経済社会の状況の中で、諸外国の例を参考にしつつ、また、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で検討を進める必要があるとの御提言をいただいているところです。

31ページ目をお願いいたします。

最後に、経済対策の観点から時限的な措置として知られている贈与税の3つの非課税措置について説明いたします。

まず、教育資金の一括贈与に係る非課税措置です。祖父母が金融機関の孫名義の専用口座に教育資金を一括拠出した場合、1,500万円まで非課税とする制度です。

32ページ目が利用実績ですけれども、当初は5、6万件の新規契約がありましたが、直近では1万件を割り込む状況となっています。

33ページ目をお願いいたします。

申告データ等を基に適用実態を分析したものです。教育資金の一括贈与に係る非課税措置を利用した贈与者がお亡くなりになった際、相続税が課税される割合を見ますと74.4パーセントということになりまして、一般に相続税が課税される割合の8.8パーセントと比べて高くなっております。

また、右側の方、相続税の課税価格の平均は、相続税が課税された方の中での遺産総額の平均になりますけれども、平均で2.8億円となっております。やはり資産を多く保有される方々による利用が多いという状況にあらうかと考えられます。

34ページ目を御覧ください。

本措置の活用状況を見ますと、祖父母・曾祖父母から孫・ひ孫への贈与が全体の98パーセントを占めています。また、業界団体が親権者等を対象に行ったアンケート調査によりますと、教育資金の負担が軽減された分について、「将来に備えて資産形成を行いたい」との回答が48パーセントとなっております。

こうした実態を見ますと、孫に対する教育資金贈与の一部が、経済実態上、その親の資産形成に活用されていることがうかがわれ、相続税の負担を回避しながら親に対する資産移転として機能している可能性があるのではないかと考えられます。

35ページ目を御覧ください。

次に、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置ですけれども、同様に金融機関を活用したスキームになっており、1,000万円まで非課税とされています。

36ページ目が利用実績ですが、こちらも適用件数が大きく減少しており、直近では153件となっております。

また、35ページ目に戻っていただければと思います。用途について見ますと、特に出産・育児の関係は今回の経済対策も含めまして、近年、公費でカバーされる部分が多くなっていると承知しております。

37ページ目を御覧ください。

申告データ等を基に分析してみますと、相続税が課税される割合は78パーセント、

相続税の課税価格の平均は3.2億円ということになっておりまして、やはり資産を多く保有されている方々による利用が多い状況にあらうかと考えられます。

38ページ目を御覧ください。

住宅取得等資金に係る非課税措置についてですが、消費税率引上げ対策もありましたけれども、今年1月以降は最大1,000万円が上限となっております。

39ページ目に利用実績をつけております。

40ページ目を御覧ください。

これらの贈与税の非課税措置については、3年前の政府税調の中期答申におきましても、格差の固定化につながりかねない、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて検討していく必要があるとの御提言をいただいております。

事務局からの説明は以上になります。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、増井座長、お願いいたします。

○増井委員

「相続税・贈与税に関する専門家会合」の議論について御報告いたします。

先ほど会長から御案内がありましたように、本専門家会合は資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等に向けた相続税・贈与税のあり方について、今後の総会における議論の素材を整理するため設置されました。10月5日から3回にわたって集中的に議論を行い、論点整理をまとめました。本日は総22-7の資料に従って御報告いたします。

まず、問題意識につきましては、先ほどの事務局からの説明と重複するので割愛します。

本専門家会合では、中期的な課題と当面の対応の2つに分けて議論を行いました。

中期的な課題については、現行の法定相続分課税方式の見直しも含め、相続税・贈与税のあり方についてどのような方向性が考えられるか、といったことを論点として議論を行いました。また、当面の対応については、現行の課税方式の下で、相続時精算課税制度の使い勝手の向上、暦年課税における相続前の贈与の加算期間の見直し、各種の贈与税非課税措置についてどう考えるか、といったことを論点として議論を行いました。

まず、この「2. 中期的な課題」についてです。

我が国の場合は、法定相続分課税方式の下、贈与税・相続税が別個の税体系となっているため、米国やフランス、ドイツといった諸外国のように贈与時点において課税関係が完結する形で累積的な課税を行うことは難しいといった現状があります。そのため、中期的に、課税方式について議論を行いました。

主な御意見を御紹介いたします。

1つ目の○ですが、現行の課税方式では、自らの納税額の計算において、他の相続人の影響を受けてしまう。実際に移転を受けた財産額に応じた課税や、相続税の目的の一つである富の集中の抑制や資産格差の是正といった観点からは、遺産の取得状況の的確な把握など税務手続上の問題が解消されるのであれば、遺産取得課税方式に移行するのが適当ではないか。その上で、仏・独のような形で贈与・相続を一体的・累積的に課税することが望ましいのではないかとといった御意見。

それから、2つ目の○のように、遺産未分割の状況が見られることや現行の連帯納付義務を前提とすると、単純に遺産取得課税方式の方が適当であるとは言えないのではないか。また、相続税が被相続人ごとに課税されていることや、老後扶養の社会化が進む中で、死亡時に富を社会に還元する必要性を踏まえれば、遺産課税方式の考え方も重要ではないかとといった御意見をいただきました。

あわせて、3つ目の○のところですが、現行の法定相続分課税方式は、昭和33年度改正で導入されて以降、実際に我が国の社会の中で幅広い関係者に受け入れられ、長きにわたり定着してきた制度であることに留意する必要があるのではないかとといった御意見もいただきました。

様々な御意見をいただきましたが、課税方式も含む相続税・贈与税のあり方については、資産移転の時期の選択に対する中立性の観点だけではなく、相続税・贈与税の税制上の位置づけや税制全体の再分配機能の確保、相続のあり方に関する国民の考え方など、様々な観点に関連しています。引き続き、幅広い観点から議論を行っていく必要があると考えています。

続きまして、「3. 現行の法定相続分課税方式の下での当面の対応」ということで、ここでは3つの論点に分けて整理を行いました。

まず「(1) 相続時精算課税制度」についてです。

この制度を選択した後は、贈与・相続を通じて資産時点の時期の選択に中立的な税制となっています。

これについての御意見としては、1つ目の○のように、暦年課税と相続時精算課税の選択制は引き続き維持した上で、課税の公平性を確保しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制である相続時精算課税制度の使い勝手を向上させ、納税者が必要に応じて同制度を利用できるようにすべきではないかとといった御意見を数多くいただきました。

また、先ほど事務局の御説明のところで、相続時精算課税の御説明が資料の11ページ目でありましたけれども、そこでありましたように、現在、相続時精算課税を選択した後に、その贈与者から再度贈与を受けた場合には、納税自体は累積贈与額が2,500万円になるまでは不要となっていますが、たとえ少額の贈与であったとしても申告義務が生じてしまう。この点につきまして、御意見として、こうした少額贈与に係る申告や記録管理の事務負担を軽減する観点から、相続時精算課税制度の下での贈

与についても、同制度の趣旨と整合性を保ちつつ、一定の少額以下は課税しないことが考えられるのではないかといたした御意見をいただきました。

次に4ページ目の「(2) 暦年課税における相続前贈与の加算」についてです。

現在、相続開始前3年内の贈与につきましては、生前における分割贈与による相続税負担の軽減を図ることを防止する観点から、相続財産に加算する形で相続税が計算されています。

御意見としては、1つ目の○のように、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく観点からは、諸外国の例も参考にしつつ、現行の加算期間を延ばすことが適当ではないかといった御意見をいただきました。

あわせて、2つ目の○のように、現行の加算期間は昭和33年度改正で設定されたもので、近年において税務行政等のデジタル化が進展していることや、寿命が大きく延びたことにより生前贈与できる期間が長くなっていること、認知症が増加していること等の状況変化についても考慮する必要があるのではないかといたした御意見もいただきました。

他方で、3つ目の○のように、加算期間を延ばすことを検討する際には、法定相続分課税方式の下での予見可能性や租税法における除斥期間の趣旨、納税者の事務負担等の実務面についても考慮する必要があるのではないかといたした御意見や、少額贈与の記録管理に係る追加的な事務負担を軽減する観点からは、一定額以下の少額贈与に係る取扱いについて検討することも考えられるのではないかといたした御意見もいただきました。

最後に「(3) 贈与税の非課税措置」についてです。

現在、経済活性化等の観点から、3つのものについて贈与税の非課税措置が講じられているわけですが、これらの措置について、○の1つ目ですが、資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、富裕層の子弟の教育等の資金支援を促し、世代を超えた格差の固定化につながりかねない懸念があるといったご意見。

それから、次の○ですが、特に、教育資金や結婚・子育て資金に係る非課税措置については、制度創設当初と比べ、適用件数も大きく減少している。また、これらの措置で認められている用途については、近年、公費でカバーされる部分が増加している。相続時精算課税制度の使い勝手の向上と併せて、廃止する方向で検討することが適当ではないかといった御意見をいただきました。

今回は短い期間ではありましたが、様々な分野の専門家の皆様に御参加いただき、それぞれの学問的見地・実務的見地から非常に濃密な議論ができたと考えております。御参加いただきました皆様に改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、ここからは委員の皆様から御意見を頂戴できればと思います。

御意見等ございます方は挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。
赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

相続税・贈与税は若年世代の間での所得格差をなくすためにも重要な制度です。公平性は追求していくべきで、経緯や制度変更への制約はあるとしても、方向性としてそこでまとめられています中立性は追求していくべきだと思います。方向性としては異論ありません。これは公平性にもつながるので再分配機能とも両立できると思います。

もう一つ、教育資金の一括贈与に係る非課税措置について、これはもうまさに格差是正という意味でも逆効果となっているように思いますので、制度導入時の目的、意義、その効果が本当にあるのか。効果がもうなくなっているのであれば廃止も含め検討すべきかと思います。

また、補足ですけれども、教育資金は20年、結婚・子育て資金は30年、これからも管理していかないといけない制度で、管理コストはそれほどかからないとしても、このような長期にわたる制度をつくっていくというときにはもう少し慎重にした方がいいのではないかと思います。

以上です。

○中里会長

それでは、田近特別委員、お願いします。

○田近特別委員

御報告ありがとうございました。

私からは納税環境整備に関する報告について、議論のポイントと今後の課題について述べさせていただきたいと思います。

まずは岡村座長、議論の報告、大変ありがとうございました。大変貴重な報告だったと思います。私は税務手続のデジタル化についてポイントを絞って、議論のポイント・今後の課題について話したいと思います。

国税庁は税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを進めているのですが、22ページ目は大変爽やかな図で、構想1、税務署に行かずに云々と書いてありますが、将来のイメージは、マイナポータルからログインして確定申告をクリックする。そして、「自動で計算」を選択すると、データが出てきて、田近さん、あなたの還付金は3,000円で、所得は幾らで、これこれと。ここを目指すのだということで、非常に超野心的で私は非常にいい図だと思います。

24ページ目がそれをより具体的にしたもので、33ページ目は専門家会合で出た議論。24ページ目が要するに何を言っているかということ、生命保険会社、それから、公的機関とありますが、国民健康保険や組合健保、そういうところから医療費情報、上の方は生命保険料。それから、税務署ですか。それから、住宅ローンの控除が出てくる。

ここから提出義務者で、法定調書の電子提出の拡大、プラットフォーム事業者からのデジタル化された情報提供。つまり、できるだけ多くの事業者から支払調書を出してもらう。できれば源泉徴収もしてもらう。それがマイナポータルに入ってくる。先ほどの自動云々を選ぶとここに入ってくる。ここまでいいですね。

今回、非常に野心的な国税庁のデジタル・トランスフォーメーションと言うべきものは、将来像でこういう提出義務者からの法定調書、例えば私たちのもらっている給与の支払調書が税務署に行って、それが納税者にフィードバックしてくる、ここを目指すのだと。そして、右側に会社員、個人事業主、この絵はちょっと気になるのですけれどもね。全部男ばかりですけれども、年金受給者は何ではげていてこういう感じなのかちょっと。これは個人的にはあれですけれども、ここは直してもらうとして、提案の1は、22ページ目で構想を示しているわけですから、24ページ目が具体的にどうなるのか、それを国民にしっかり示してもらいたい。分かりやすく言いますと二点。

上の方の法定調書をしっかり出してもらう。それから、下の方の税務署を経由するフローがマイナポータルに行かないのか、あるいは直接行くのか、それも含めて、そうすると、私は劇的だと思うのですよね。国民にこの絵を示せばこうなりますよと。あなたは給与所得者ですからこうなります。これができたらすごいと思うのは、いわゆるフリーターの方もここでカバーされるわけですね。そうすることで税制自身の改革もあり得る、進められるということで、次の課題は、ぜひこの24ページ目の絵が具体的にどうなるのか。できればそれがいつまでにこうなるというのを示して、YouTubeではないですけれども、そういうのを国税庁のホームページに行くところで見えるという形でしてもらいたい。時間はあまりないと思います。岡村座長等の御尽力だと思いますけれども、ここまで日本も来たと思えます。

二点目は、では、ここまで来たら地方税との関係はどうなのだろう。重要なのは33ページ目の方で、申告時期を一月後ろ倒しにしてくれればもっと情報は入るというのは私もそう思います。そうすると、確定申告を一月ずらすこと、さらにずらせば情報も入ってくる。そうしたときに個人住民税との関係もどうなるのか。それも併せて示してもらいたいということで、全体的には多少この問題に関わる者としては、長く議論が進まずもどかしいときもありましたけれども、ここに来て進んできた。ぜひこれを具体的に時間軸、それから、地方との関連も含めて示していただきたい。さらに頑張ってくださいと思います。

以上です。

○中里会長

イラストの方は訂正させていただきます。

大竹特別委員、お願いいたします。

○大竹特別委員

私は相続税・贈与税について、二点コメントさせていただきます。

まず、この相続税・贈与税の改革の必要性として、資産移転の時期が遅くなって若年世代への資産移転が進みにくいということへの対策が挙げられているわけです。ただ、私は相続から贈与に資産移転のタイミングを移行させても、基本的には高所得層内における所得移転ですので、低所得の若年層への再分配政策になるわけではないと思います。若年層向けには子育てや教育の負担を減らすように公的な再分配制度を整備すべきだということに思います。相続税・贈与税の改革で教育格差の問題が解決されると読めるような資料説明は、私は疑問に思いました。

それから、高齢層が多額の資産を保有して、それが有効活用されていないという問題点については、これは保有者が誰かという問題よりも、どのように資産を活用するかという観点で考えるべきだと思います。先ほど議論があった住宅資産の固定資産課税の在り方、あるいは空き家への課税、相続における住宅の評価の在り方、高齢者の金融資産の適切な資産運用の促進といった資産保有形態を変えるような制度や税制改正がより有効ではないかということに思います。

それから、法定相続分課税方式の見直しについてコメントがあります。資産移転の時期の選択について中立的な相続税・贈与税にすべきという専門家会合の論点整理には基本的に賛成します。一点付け加えるとすれば、遺産取得課税方式というのは所得への課税だと考えられますし、遺産課税方式は遺産を残した方からすれば、遺産という一種の消費への課税とも考えられます。日本の税制が所得課税と消費課税の組合せで形成されるということを考えれば、この遺産取得課税方式と遺産課税方式というのをそういうように所得課税か消費課税かという観点で整理してもいいかということに思いました。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

熊谷特別委員、お願いします。

○熊谷特別委員

御説明ありがとうございます。最後に御説明いただいた論点整理の内容を踏まえて、私からは大きく四点申し上げたいと思います。

第1に、中期的な課題の部分では幾つかの留意すべき点はあるものの、将来的な方向性としてはフランスやドイツのような形で、贈与・相続を一体的・累積的に課税することが望ましいのではないかと考えます。

第2に、我が国は暦年課税と相続時精算課税の選択制でございますけれども、資産移転のタイミングに中立的であるという観点からは、相続時精算課税制度の方が優れていることは言うまでもありません。したがって、両者の選択制を引き続き維持する場合でも、相続時精算課税制度の使い勝手を良くして、なるべくそちらの方向に誘導することが肝要だと思います。

第3に、この問題は極めて単純化して申し上げますと、恐らく公平性と、適正な執行もしくは実効性、この2つについてどうバランスを取るのかという点が非常に重要なポイントではないかと思えます。アメリカの遺産課税方式は一生涯を対象とするので、公平性という観点では優れていますが、適正な執行という側面からは困難な面がございます。しかし、アメリカでは免税点が高いのでこのやり方でも何とか運用できているのではないのでしょうか。その意味で、公平性と適正な執行のバランスが取れているのは少なくとも現状のデジタル技術等を前提とすれば独・仏のやり方であり、我が国も暦年課税における相続前贈与の加算期間を延ばすことが適当であると考えます。

ただし、加算期間を延ばすに当たっては、予見可能性が低下したり、納税者の事務負担が増えたりするといったマイナスの側面もあるので、実際の運用や実態などを踏まえた上で多面的に検討する必要があるかと思えます。

最後に、四点目として、贈与税の非課税措置についてですが、格差の固定化につながりかねない懸念があることに加えて、適用件数が大きく減少していること等を勘案すると、廃止する方向で検討することが適当であると考えます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○中里会長

寺井委員、お願いいたします。

○寺井委員

非常に貴重な御報告をありがとうございました。相続税・贈与税に関する御報告について、コメントを述べさせていただきたいと思えます。

お話を承り、相続時精算課税の方が暦年課税よりも税制の中立性の点で優れていますので、最終的には現行制度を相続時精算課税一本に、つまり、生涯にわたって財産の移転額全体に対して累積的な課税を行う方式に収束させていくべきだというように考えます。ただ、その過程で経済や社会の混乱をできるだけ小さくし、スムーズな移行を着実にやっていくよう工夫する必要があるということも理解できます。

先ほど増井座長から御説明いただきました御意見の中で、暦年課税される財産の相続財産への加算期間を他国並みに延ばすという御意見に私も賛成します。もし、その調整期間がある程度の長さがあるのであれば、同時に暦年課税の税率構造を相続税の税率構造に近づけていくことも可能ではないかというように思います。

それから、他の委員の方もおっしゃっていますが、相続時精算課税の納税遵守の負担感をできるだけ低くする工夫というのがやはり大事だと思います。報告の中には、一定の少額以下は課税しないという御提案があり、これもやはり一つのあり得る方法だと思いますし、その他にも良い方法があるかもしれず、この点は十分に検討する意義があるというように思います。

最後に、このように贈与税制を変更するのであれば、それになじむように相続税制を変更することも望ましいというように考えます。海外の例として遺産取得課税方式

と遺産課税方式の2つが紹介されていまして、それぞれもう一方にない長所があるということでした。そのような様々な観点から総合的に判断することは大事だと思いますし、もう一つ、現行制度から移行するに当たって、移行時に国民の負担ができるだけ小さくなる制度という視点もあるのではないかと思います。これは先ほど熊谷特別委員がおっしゃった執行面への配慮につながるのかもしれませんが。

その点では、フランス・ドイツが採用している遺産取得課税方式は、遺産を受け取る側が納税を行うという点で日本の現行制度と共通していますので、円滑な制度移行、できるだけ納税者が負担を感じない移行という点では、遺産取得課税方式は、この点については長所があるというように言えるのではないかと思います。繰り返しになりますが、総合的な観点から判断することが必要というように思っております。

以上です。

○中里会長

それでは、土居委員、お願いします。

○土居委員

私は「納税環境整備に関する専門家会合」と「相続税・贈与税に関する専門家会合」に両方とも出席させていただき意見を述べさせていただきました。両座長には非常にうまくまとめていただき、誠にありがとうございました。

まず、納税環境整備に関しては、デジタル化をしっかりと国民にも便益が享受できるような形で進めていくことが大事だということがこの納税環境整備。もう一つは、この納税環境整備の中でも国民が不公平だと徴税などで思われぬようにするという観点も非常に重要で、徴税に関してはしっかりとその不公平が生じぬような取組をさらに今後も深めていただきたいと思います。

それから、相続税・贈与税に関しては、資産移転の時期により中立的な税制の構築がこれまでの政府税制調査会でも議論されてきて、その線に沿った形でこの専門家会合の内容を取りまとめていただいたというように思っています。当面は相続時精算課税制度の使い勝手の向上に注力すべきだと思います。その際、不公平や税制における不整合、それから、不適正な納税が起きぬよう配慮することが重要かと思っています。

相続時精算課税制度の使い勝手の向上に整合的になるように、暦年課税についても相続前贈与の加算期間をできるだけ長くする、独・仏並みにするということも併せて重要なポイントになってくるかと思っています。この加算期間は、資料22-6の57ページ目にありますように、昭和33年に3年となって以来、そのままになっております。その間、59ページ目にあるように平均寿命は延びており、生前贈与ができる期間が長くなっているということですから、実態に合わせた形でこの加算期間も長くすることが求められるというように思います。

さらに今後、相続税・贈与税の改正を行うことをもって、すぐさま将来の税制改正の選択肢を狭めたり拘束したりすることにならないようにする必要があります。

予見可能性は大事だと思いますけれども、将来の税制改正の選択肢を狭めるようなことにならないようにする必要があります。

最後に、非課税制度に関連するところで、特に教育、結婚・子育て資金に関しては、他の委員もおっしゃっているように、廃止する時期に来ているというように思います。特に、結婚・子育て資金の利用件数が36ページ目にあるように大幅に減少しているということで、33ページ目と37ページ目を比較しますと、教育資金に比べて結婚・子育て資金の平均課税額が大きいということは、それだけ財産を多く持つ人が利用しているということで、64ページ目で、結婚に際し要する費用は300万円枠というのがこの仕組みの中で設けられていることを踏まえつつ、65ページ目を見ますと、結局はこの資金の利用は300万円以下ということで、専ら結婚に際して要する資金のために使っているという利用者が多いということが考えられるため、確かに少子化対策、若い人たちへの配慮というのは必要なのですが、先ほど宮下企画官からも御説明がありましたように、妊娠・出産・育児というのは税財源を使って医療とか幼児教育無償化が進められているので、もはやこの仕組みでもって若い人に支援する必要性は大幅に低下しているというように思います。

私からは以上です。

○中里会長

大田特別委員、お願いいたします。

○大田特別委員

まず、納税環境整備については、資料の24ページ目、特に将来像として、第三者の提供データを申告情報に直接反映できる仕組みができれば、これはすごいことだと思いますので、ぜひ実現させてほしいと思います。

それから、相続税・贈与税については、相続・贈与に中立的な制度にするというのは大賛成です。ただ、あまり複雑な制度になりますと、それだけループホールの余地も広がりますので、できればこれは相続時精算課税に一本化する方向で、それにごく少額の基礎控除を組み合わせる形でできないだろうかというように考えます。

最後に、贈与税の非課税措置については、利用実態の大小にかかわらず廃止すべきだと思います。

以上です。

○中里会長

それでは、諸富特別委員、お願いいたします。

○諸富特別委員

専門家会合の報告書は大変勉強になりました。ありがとうございました。

まず、相続税・贈与税に関して、資料の25ページ目にございますように、やはり相続税と贈与税の負担率を見ますと、相続税の方が資産規模に対して、遺産総額に対して比例的にバランスよく課税ができているというように思います。そういう意味では、

相続税で受ける、統合していくような形で改革をしていく。既に何人かの委員がそのように発言をされていますけれども、私もそのような方向が望ましいというように思います。

そういう意味では、26ページ目にありますように、暦年課税と相続時精算課税がある中では、精算課税というのは最終的には最後に相続税のところで受ける形になって、全体としても資産移転に対して中立的であるという課税であることから、暦年課税を基本的には精算課税に寄せていくような形で改革をしていくというのが望ましい姿なのだろうと思います。そういう意味では、増井座長の専門家会合の御提言で、現行の暦年課税を相続時精算課税に寄せていく最初のステップとして、現行の加算期間を延ばしていく。現在3年間であるところを5年間とかそれ以上に延ばしていく。いずれは精算課税に統合していくような絵を描いていくことは私も望ましいことだというように思います。

非課税措置については、土居委員が非常に詳細に述べられましたが、全面的に土居委員の意見に賛成でありまして、私もこれらについては廃止する方向で検討するのが適切かというように思います。

もう一つのデジタル課税と納税環境整備に関する専門家会合の報告についてですが、資料の16ページ目の冒頭、単に納税者の利便性の向上を超えて、官民のコスト削減、企業の生産性の向上、それから、行政効率化といった社会経済全体に及ぶ効果をぜひ目指していきたいものでありますし、なぜこういうことが必要かということ国民に対して説得する上では、税務の面は非常に大事なのですが、それを超えたこういったことの改革の効果を広く訴えていく必要がやはりあるのではないかというように思います。

私も6月に海外調査に行かせていただいて、とりわけ英・仏は、リアルタイムで給与情報を企業が入力しましたら、それが自動的に税務当局にも把握・共有される仕組みがあることによって、しかも、それだけではなくて社会保障機関にまで共有されていくことによって、納税から給付まで一貫して極めて効率的かつ正確な給付行政、納税に関する行政が実行可能になっているということを知り、痛く感銘を受けて帰ってきたわけですが、特にイギリスの場合で言えば、ユニバーサルクレジット、給付付き税額控除のベースにこういった企業の給与情報が活用されていくことによって、当事者の給与の状態、あるいは給与が下がったとか、今回のコロナ禍のような状態で給与が下がった場合に迅速にそれを把握して給付の変化につなげていくことができる。これによって、やはり受給者が申請することなしに給付が受けられるプッシュ型が可能になっていくということですね。

ここは省庁間の壁を越える非常に大きな話を政府全体で推進していかなければいけないために、簡単ではないですが、ぜひこういったことも含めて給付と、それから、納税を統合的な形でデジタル化を推進することによって、正確かつ迅速なシス

テムが可能になる方向にぜひ持って行っていただきたいというように思います。

それによって、やはり膨大な、フランスで特にお聞きしたのですが、全て手続が自動化をしていく。紙を基本的に廃止することによって、膨大な手続に関する手間を企業の側も納税者の側も課税当局の側も給付行政の側も省いて生産性が向上していくことで、社会全体がより進化をしていく、本来のあるべき仕事に集中できるといったところを、今後ぜひ訴えて行っていただきたいというように思います。

以上でございます。

○中里会長

当初予定の会議時間を経過いたしました。しかし、なお4人の方の挙手がございますので、少々お時間を延長させていただきたいと思います。御了承ください。

御出席の委員の方々におかれましては、御都合に合わせて途中退席していただいてももちろん結構でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、芳野特別委員、お願いいたします。

○芳野特別委員

丁寧な御説明に感謝を申し上げたいと思います。資産課税について、中長期的に幅広い観点で議論していくことに異論はありませんが、貧困の固定化やさらなる格差の拡大を防ぐ観点から、当面の対応として三点申し述べたいというように思います。

まず一点目ですが、累進性を高める税率構造の見直しです。相続税の基礎控除の引下げや、相続税及び贈与税の最高税率の引上げなど、累進性を高める税率構造の見直しを行うべきだというように考えております。

二点目は、相続時精算課税制度についてです。資産の移転時期による税負担の格差が生じないように、将来的な一生累積課税方式の導入によって見直しの検討を進めるべきと考えます。

三点目です。住宅や教育、結婚・子育て資産の一括贈与に係る非課税措置についてです。資産を有する者ほど有利な制度であることから、制度の廃止を基本に検討し、その上で、家庭内の継承ではなく遺産による寄附の促進など、社会への還元を促す方策を検討するべきだというように考えております。

納税環境整備について、納税者の理解、関心、納得に資する税制の実現の観点から、二点申し述べさせていただきます。

一点目は、確定申告手続の簡素化と利便性向上についてです。現状では、行政手続のデジタル化と税・社会保障の連携が不十分であり、マイナポータルを活用した記入済み申告制度の普及と併せて個別のサポートが必要な納税者へより丁寧な支援を行うことで、確定申告手続の簡素化と利便性の向上を図っていく必要があるというように思っています。

二点目は、プラットフォーム事業者による情報提供についてです。デジタル経済における個人間取引やプラットフォームビジネスが進展する中、フリーランスなど曖昧

な雇用で働く労働者に対するセーフティネットの提供に向けて、マイナンバー制度を活用し、プラットフォーム事業者から税務当局への情報提供制度など、適切な所得把握と課税制度の構築が必要と考えています。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、武田委員、お願いいたします。

○武田委員

お時間が過ぎておりますので、簡潔に申し上げたいと思います。

一点目、資産移転の時期の選択に中立な税制にすべきという御意見について賛成いたします。複雑にしないという観点からは相続時精算課税に一本化することが望ましいと考えます。デジタル化についても、整備をお願いいたします。

二点目、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与への非課税措置については、本日、大変詳しく適用実態をお示しいただきましたことに感謝申し上げます。この資料でお示しいただきました実態や先ほど土居委員からもございましたが、教育無償化等の政策がこの間行われたことを踏まえますと、世代を超えた格差の固定化につながるような制度・税制については早期に廃止すべきと考えます。

以上です。

○中里会長

それでは、辻委員、お願いいたします。

○辻委員

今日、贈与税に関する非課税措置のところも含めて御説明いただき、この中で総合的にあり方を考えるというのはそのとおりだと思います。同時に、個人として相続・贈与を考える人のなかには、自分の資産を法人に移すかどうかを検討することもあります。したがって、一定規模以下の法人に認められている、さまざまな特例部分のあり方も考えて、個人の相続税と贈与税のバランスを考えてほしいというのが一点です。

それから、納税環境整備については、田近特別委員から印象的に御発言いただき、大田特別委員からも御指摘いただきましたけれども、納税者意識はしっかり持つけれども、簡易に申告できるということは私も非常に重要だと思います。同時に、簡易に申告したことで何か損にならない。手続も簡素にやれましたし、それから、割と体制としてはこれでいい水準で納められたのだというような納得感を持つことも重要なので、ぜひその点も普及を意図して具体化してほしいと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

吉村委員、お願いします。

○吉村委員

手短に二点申し上げます。

一点目は、納税環境整備についてです。こちらについては、田近特別委員からも御指摘がありましたとおり、手続面での簡素化あるいはコストの引下げという点のみならず、申告内容の実態面においても納税者が便宜、そして、利便性を感じられるような方向で進めていただければと思います。その際に、プラットフォームを含めて第三者からいかに情報を取ってくるかというところが重要ですので、その点を引き続き議論いただければと思います。また、情報が統合されるということで不安を感じる方もいらっしゃるでしょうから、その点への配慮も必要になるかと思えます。

もう一点は、私が遅れて参加しましたので、固定資産税について既に議論があったかとは思いますが、一点だけ指摘いたします。

固定資産税は市町村にとって非常に重要な税金ですので、据置き措置による逆転現象をはじめとした課税の公平が損なわれている状況、不公平な状況というのは中長期的には改善されるべきだというように考えております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

私も1つ気づいたことがあるのですが、納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告の目次を見ていただきますと、最初が「税務手続のデジタル化について」ということで、納税者利便の向上という観点からいろいろな政策について考えてございます。それから、「個別のサポートが必要な納税者への対応について」、課税当局と税理士会の御努力が書いてあり、納税者の皆様にとって使い勝手の良い税制というのはやはり基本だと思いますので、それが全面的に出ているということは画期的なことなのではないかというように思いました。これは個人的な感想です。

これで全員の御意見を頂戴いたしました。これらの議題に関しましても大変多くの方々から御意見や御質問、貴重な御指摘などをいただき、大変活発に意見交換ができたと思います。

それから、専門家会合においても、各回ともに非常に熱心に御議論いただいたと思っておりますが、御参加いただきました先生方、また、外部有識者の方々に対しまして、この場をお借りして改めて心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日の議事はこれで終了となりますが、最後に、政府税制調査会の今後の進め方に関しまして若干お話しさせていただきたいと思えます。

前回の総会において、委員の皆様の任期を半年間延長させていただくことについて、皆様方の御了解をいただきました。現在、事務局において、これに必要な所要の手続を進めていただいているところです。

当税制調査会は、昨年の11月に岸田総理からいただいた諮問に基づき、これまで様々な議論を重ねてきましたが、今後、この半年間をかけて、諮問に対する中期答申を取りまとめていきたいと考えております。

中期答申の作成プロセスにおいては、まず委員の皆様方の御意見を伺いながら、具体的な章立て・項目立てを検討し、これと並行して文案の執筆・ドラフトを私の方で、もちろん皆様の御協力も得ながら行っていければと考えております。その際、神野会長代理とも御相談しつつ、先生方のお力をお借りしながら進めていければと考えておりますので、そのときにはよろしくお願いいたします。

次回の総会は、年明け以降の開催を考えておりますが、具体的な日程や議題などに関しましては、決まり次第、プレスの皆様を含め、事務局から御連絡を申し上げます。本日の会議の内容は、この後、私の方から記者会見で御紹介したいと思います。お忙しい中御出席いただき、本当にありがとうございました。

[閉会]